

第1章 アクションプラン策定に当たって

1 アクションプラン策定の趣旨

新座市緑の基本計画は、市が緑地の適正な保全と緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、その目標の実現に向けて策定する計画です。

本市では、緑地の保全と緑化の推進に関する施策について、これまで昭和52年(昭和63年見直し)に策定した新座市緑のマスタープランなどに基づき推進してきましたが、緑の基本計画は、このマスタープランを現在の本市における緑の現状やまちづくりの方向、緑に対する市民意識やニーズ、社会情勢の変化などに即して移行したもので、緑に係る目標や将来像を示し、その実現を目指して平成18年3月に策定しました。

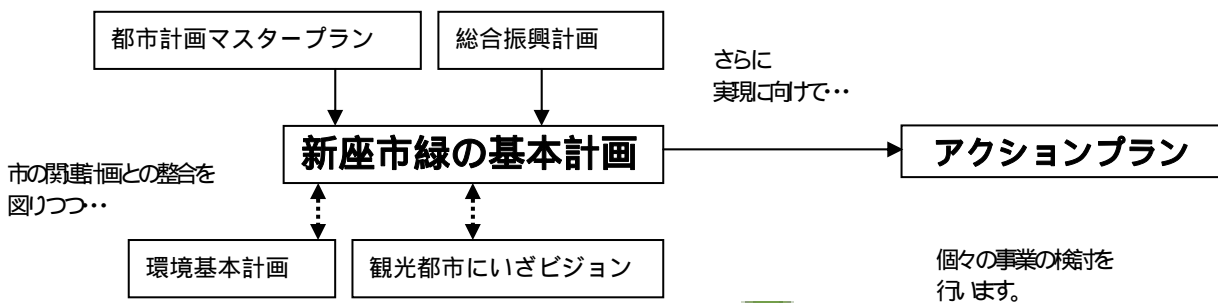
計画には、基本理念である「緑を感じるまちづくり」を推進することによる将来のまちをイメージした緑の将来像を掲げており、「誰もが、いつでも、どこでも、どのようにも、楽しめる緑のあるまち」を目指した緑のまちづくり施策の体系を盛り込んでいます。

そこで、この掲げた将来像の実現を目指して、施策の実施方法や時期などを具体化し、その実効性を高めていくため、このたび新座市緑の基本計画アクションプランを策定しました。

今後は、この計画に基づき、本市における緑地の保全と緑化を積極的に推進していきます。

新座市緑の基本計画アクションプランの位置付け

「緑の基本計画」は緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的な指針と位置付けられています。



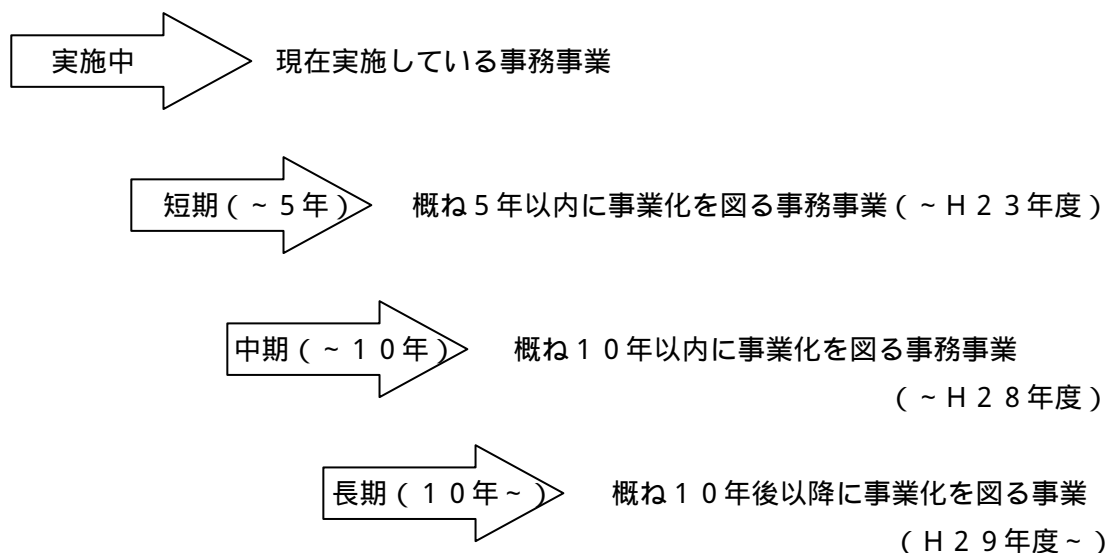
2 アクションプランの期間

アクションプランは、緑の基本計画の策定から15年後の緑の将来像を目指したものとされており、目標年次を平成32年としています。

また、計画の策定に当たりましては、市の厳しい財政状況を踏まえて、緑に関する全事務事業について見直しと検討を行うとともに、今後の実施時期を具体化していくため、それぞれの事業を、実施中・短期（～5年）・中期（～10年）・長期（10年～）に区分し、それぞれの期間において実施する施策などを明確化しています。

今後は、この計画に基づき、緑に関する事業を推進しながら、毎年各事業の進捗状況について確認を行い、市の財政状況や社会情勢に即した的確な事業の実施に努めます。

実施期間は、以下により表記しています。（第3章で表記）



3 アクションプランの推進

計画の推進に当たり、その実効性を高めていくためには、市民の理解と協力が何より大切であり、市民、事業者、行政などの協働により事業を推進していくことが重要です。

今後、目標の実現に向けて、市は計画に基づく事業を積極的に推進していくとともに、市民や事業者などにも積極的に事業の参加と協力を求め、市民一体となって計画を推進していきます。